

筑前町コスモスプラザ空調熱源改修工事
公募型プロポーザル実施要領

令和6年4月

筑前町 財政課

筑前町コスモスプラザ空調熱源改修工事公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

筑前町では、地球環境問題への必要性が急速に高まっている状況の下、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「第四次筑前町地球温暖化対策実行計画」を定めており、筑前町の事務及び事業に関する省エネルギーを目標に、エネルギー使用の削減に取り組んできたところである。

本事業は、筑前町コスモスプラザ（以下「コスモスプラザ」という。）の省エネ施策及び災害発生時における持続可能で安定した避難所運営機能を有することを目的とし、コスモスプラザ空調熱源改修工事（以下「工事」という。）を実施するものである。

コスモスプラザの省エネ施策を実施するにあたり、豊富な経験と高い専門知識や技術力のもとに、省エネ施策を実施することができる専門事業者の提案を募り、公募型プロポーザル方式により、実施事業者の選定を行うものとする。

2. 業務の概要

- (1) 工事名：筑前町コスモスプラザ空調熱源改修工事
- (2) 事業内容：下記に掲げるコスモスプラザ各施設における空調熱源設備改修工事。
ただし、工事概要は暫定的なものであり、実際の契約に係る仕様書は、本プロポーザルにより選定する契約の相手方の候補者（以下「優先交渉権者」という。）の提案内容を基に協議の上決定する。
- (3) 契約期間：契約締結日から令和7年3月21日（金）まで
- (4) 契約限度額：368,500,000円以内（消費税及び地方消費税を含む。）
- (5) 発注者：筑前町
- (6) 施設所在地：福岡県朝倉郡筑前町篠隈373番地
- (7) 施設名称及び工事内容：コスモスプラザ 空調熱源設備更新及び中央監視盤設備更新

3. 参加資格・要件等

- (1) 応募事業者の参加資格
 - ① 発注者からの指示への対応を迅速化させるため、当該プロポーザルに参加する事業者の本店又は支社・支店等が、福岡県内に所在していること。
 - ② 実施事業が高度な専門知識や技術力を要することから、直近の経営規模等評価通知書に記載された管工事の総合評定値が、1,300点以上であること。
 - ③ 直近3年以内の元請完工実績において、本件施設と同等又は類似施設の設備改修実績を有する者であること。
 - ④ 前項①で示した拠点において、24時間対応の修理・保守の体制を有すると認められる者であること。
- (2) 応募参加の制限
以下に該当する者は、応募事業者になれないものとする。なお、参加資格要件確認のため、警察に照会する場合がある。

- ① 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。
- ② 会社更生法（平成 17 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者。（更生手続開始の決定を受けた者は除く。）
- ③ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続の申立てがなされている者。（手続開始の決定を受けた者を除く。）
- ④ 国、県又は筑前町の契約に係る指名停止を受け指名停止の期間中である者。
- ⑤ 直近 2 年間の法人税、消費税又は法人市町村民税を滞納している者。
- ⑥ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれかに該当する場合、または次の各号に掲げる者が、その経営に実質的に関与している場合。
 - (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ）
 - (イ) 暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は間接的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者。
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者。

(3) 応募事業者の参加資格要件等に関する確認基準日

応募事業者の参加資格要件等に関する確認基準日は、参加申込書等の提出期限日とする。ただし、選定による優先交渉権者決定の日までに参加資格要件等を欠く事態が生じた場合は失格とする。

4. スケジュール

1	公募開始（公告）	令和 6 年 4 月 11 日（木）
	実施要領の配布 （ホームページに掲載）	令和 6 年 4 月 11 日（木）から 令和 6 年 5 月 9 日（木）まで
2	応募申込書受付期間	令和 6 年 4 月 12 日（金）から 令和 6 年 5 月 2 日（木）まで
3	提案書受付期間	令和 6 年 4 月 18 日（木）から 令和 6 年 5 月 13 日（月）まで
4	プロポーザル審査 （プレゼンテーション）	令和 6 年 5 月中旬予定 予定日は、応募受付期間終了後、申込事業者へ別途通知
5	優先交渉権者決定（審査決定通知）	プロポーザル審査日から 7 日以内に 申込事業者各位へ通知

5. 応募申込みについて

(1) 関係書類の配布（町HPにも公開）

- ① 配布物 (ア) 公告の写し
(イ) 筑前町コスモスプラザ空調熱源改修工事公募型プロポーザル
実施要領
(ウ) 評価基準表
(エ) 様式集
- ② 配布期間 令和6年4月11日（木）から令和6年5月2日（木）まで
（土日祝日を除く）※町HPからは随時
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- ③ 配布場所 筑前町財政課管財係
福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地 筑前町本庁舎 3 階
※町HPに配布物を掲載（ダウンロード可）

(2) 応募申込書等の受付

- ① 受付期間 令和6年4月12日（金）から令和6年5月2日（木）まで
（土日祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- ② 受付場所 筑前町財政課管財係
福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地 筑前町本庁舎 3 階
- ③ 提出書類 (ア) 公募型プロポーザル応募申込書
(イ) 提案者概要書
(ウ) 誓約書
- ④ 提出方法 直接持参とし、郵送等は不可
※上記受付期間外に提出された書類は一切受理しない。
- ⑤ 提出部数 1 部

(3) 提案書等関係書類の提出

- ① 提出期間 令和6年4月18日（木）から令和6年5月13日（月）まで
（土日祝日を除く）
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時を除く）
- ② 提出場所 筑前町財政課管財係
福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地 筑前町本庁舎 3 階
- ③ 提出書類 (ア) 本事業に関する事業提案書（任意様式）
(イ) 見積書（任意様式）（封入捺印のもの1部）
 - ・積算根拠を明らかにした内訳書類（任意様式）を添付すること
 - ・見積額には消費税（10%）を含めること
(ウ) 実施工程計画表（任意様式）
- ④ 提出方法 直接持参とし、郵送等は不可
- ⑤ 提出部数 原本1部 副本5部（副本は、コピーでも可）

(4) 無効となる応募申込書又は事業提案書等

応募申込書又は事業提案書等が、以下に該当する場合は無効となることがある。

- ① 提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの
- ② 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
- ③ 虚偽の内容が記載されているもの

6. プレゼンテーション及びヒアリングの実施

- (1) 応募事業者は、応募受付順に提出書類を基に、申込事業者へ通知し、プレゼンテーション及びヒアリング（以下「プレゼンテーション」という。）を実施する。
- (2) 提案事業のプレゼンテーションの時間は、各応募事業者 50 分（機器等準備時間 10 分、提案 30 分、質疑 10 分）以内とし、出席者は説明者を含めて応募事業者あたり 5 名以内とする。
- (3) 提案内容は、評価基準表に記載した順に行うこと。
- (4) プレゼンテーションを欠席した場合は、審査及び選定から除外とする。
- (5) プレゼンテーションに必要なパソコンその他の機器は、応募事業者で準備すること。必要に応じて、スクリーン及びプロジェクターの持込みも可とする。

7. 審査及び選考

(1) 審査基準

- ① 審査にあたっては、「筑前町コスモスプラザ空調熱源改修工事審査委員会」（以下「審査委員会」という。）を設置し、応募事業者の提出書類及びプレゼンテーション・ヒアリングに基づき、総合的に事業実施能力を審査した上で、最も優れた提案を行った事業者を優先交渉権者として選定する。
- ② 審査は、業務実績・提案改修内容・業務実施体制・将来的な電気使用量推移及びCO₂削減効果並びに見積内容等について行うものとする。
- ③ 審査委員全員の合計得点が、満点に対し 70%に満たない場合は、その応募事業者を選定外とする。

(2) 審査結果の通知

上記（1）の審査により、優先交渉権者 1 者、次点交渉権者 1 者を選考する。選考結果については、すべての応募事業者宛に、書面にてその旨を通知するものとする。

(3) 失格要件

応募事業者が、以下に該当する場合は、失格となることがある。

- ① 本要領に定める手続き以外の手法により、町関係者に本プロポーザルに対する援助を、直接又は間接的に求めた場合
- ② その他審査委員会が不適格と認めた場合

8. 契約事業者の決定と契約締結等

- (1) 町長は、審査委員会で選考した優先交渉権者との協議成立により、同者を契約事業者として決定する。ただし、優先交渉権者との協議不調又は事故等により契約が不可能となった場合は、次点交渉権者と協議を行うものとする。
- (2) 本プロポーザルは、優先交渉権者の選定を目的とするものであり、契約後の実施内容については、事業提案内容を素案としながらも、優先交渉権者と筑前町が

改めて協議により仕様を確定し、その上で契約を締結する。

9. その他

- (1) 提出された書類等は返却しない。また、筑前町は提出された書類を保存、記録し、公表する権利を有するものとし、公表の際の使用料等は無償とする。
- (2) この要領に定めるもののほか、必要な事項については審査委員会で協議の上、町長が別に定めるものとする。

10. 問合せ先

筑前町財政課管財係

〒838-0298 福岡県朝倉郡筑前町篠隈 373 番地

電話 0946-42-6602 FAX 0946-42-2011

✉:zaisei@town.chikuzen.fukuoka.jp